（3）　サプライチェーン全体への裨益を実現するための取組

電気自動車等の国内投資を実現し、生産を拡大させることで、付加価値を増大させるとともに、広範なサプライチェーンを通じた部素材等の発注量の確保・拡大が期待される。

また、事業者が部素材等の適正な取引環境に向けた取組を実施すべく、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を企図していることや中小受託事業者との望ましい取引慣行の遵守についての方針を示していることに加え、事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させることが重要である。

（4）・（5）　（略）

四　事業適応に対する政策措置に関する指針

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画について、主務大臣の認定を受けるに当たっては、二千五十年カーボンニュートラルの実現及び電気自動車等の戦略分野における国内投資の促進に向けて、前述の基本的方向性にのっとり、以下を要件とする。

イ　（略）

ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売

次のいずれにも適合することを要件とする。

①～⑦　（略）

なお、三　事業適応に関する基本的方向性のロ（2）にのっとり、事業適応を通じて生産する電気自動車等に使用する蓄電池及び燃料電池の生産設備についても、特定商品生産用資産等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の六第六項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに同項に規定する特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。）として事業適応計画に記載することができるものとする。ただし、他法人と共同で取得する特定商品生産用資産等については、申請事業者の負担において実施した金額を記載するものとする。

（3）　サプライチェーン全体への裨益を実現するための取組

電気自動車等の国内投資を実現し、生産を拡大させることで、付加価値を増大させるとともに、広範なサプライチェーンを通じた部素材等の発注量の確保・拡大が期待される。

また、事業者が部素材等の適正な取引環境に向けた取組を実施すべく、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携を企図していることや下請事業者との望ましい取引慣行の遵守についての方針を示していることに加え、事業適応計画の認定を受けていることを取引先（生産に関するものに限る。）に対して認知させることが重要である。

（4）・（5）　（略）

四　事業適応に対する政策措置に関する指針

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る事業適応計画について、主務大臣の認定を受けるに当たっては、二千五十年カーボンニュートラルの実現及び電気自動車等の戦略分野における国内投資の促進に向けて、前述の基本的方向性にのっとり、以下を要件とする。

イ　（略）

ロ　エネルギー利用環境負荷低減事業適応による産業競争力基盤強化商品の生産及び販売

次のいずれにも適合することを要件とする。

①～⑦　（略）

なお、三　事業適応に関する基本的方向性のロ（2）にのっとり、事業適応を通じて生産する電気自動車等に使用する蓄電池及び燃料電池の生産設備についても、特定商品生産用資産等（租税特別措置法第四十二条の十二の七第十項に規定する特定商品生産用資産及びこれとともに当該特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。）として事業適応計画に記載することができるものとする。ただし、他法人と共同で取得する特定商品生産用資産等については、申請事業者の負担において実施した金額を記載するものとする。

その他告示

○法務省告示第四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年五月十二日　　法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		進和外語アカデミー	東京都
［略］	［略］	［同上］	［同上］
フジ国際語学院早稲田校	東京都	フジ国際語学院早稲田校	東京都
フジ進和外語学院	東京都	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
ＡＳＡＨＩ文化学院	愛知県	ＡＳＡＨＩ文化学院	愛知県
アクア日本語学院名古屋	愛知県	［項を加える。］	
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		日生日本語学園名古屋	愛知県
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		大原簿記法律専門学校難波校	大阪府
［略］	［略］	［同上］	［同上］